

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要について (諮問) (産業医関係)

第184回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

## 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条等により、事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、医師のうちから産業医を選任しなければならないとされており、また、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第13条第2項において、事業者は、産業医を選任したときは、遅滞なく産業医の氏名や解任等された前任者の氏名等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないとされている。
- 一方で、産業医の解任時には報告義務が課されておらず、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律に対する附帯決議」（令和7年5月7日衆議院厚生労働委員会）において、「産業医の選任義務のある労働者数五十人以上の事業場で産業医が選任されていない事業場に対して、その選任を促すとともに、産業医の解任を行ったことを労働基準監督署が把握することができる仕組みの検証を行うこと」とされたことを踏まえ、産業医の解任時等の所轄監督署長への報告を義務付け、監督署が把握できるようにする。

## 2. 改正の概要

- 事業者に対して、産業医の解任等があった場合に所轄労働基準監督署長へ、当該解任等した産業医の氏名及び解任等の年月日等を遅滞なく報告することを義務付ける。
- ただし、安衛則第13条第2項に基づく産業医の選任報告に際して、解任等の報告を行った場合は、上記の解任等の報告は不要とする。

## 3. 公布日等

公布日 : 令和8年4月（予定）  
施行期日 : 令和8年8月1日

# 【参考】産業医の選任・報告に係る関係条文

## 関係条文

### ○労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

2～6（略）

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2～3（略）

### ○労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）（抄）

第五条 法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

### ○労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抄）

第十三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。

二～四（略）

2 事業者は、産業医を選任したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、第十四条第二項各号に掲げる者であることにつき証明することができる電磁的記録等必要な電磁的記録を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(略)

一及び二（略）

三 産業医の氏名、生年月日及び選任年月日

四～六（略）

七 前任者がいる場合はその氏名及び辞任、解任等の年月日

八 初めて産業医を選任した場合はその旨

3（略）

4 事業者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。

# 【参考】産業医の選任に係る報告様式

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）（表面）

### 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

80401 労働保険番号

事業場の名称 事業の種類

事業場の所在地

電話番号 労働者数

フリガナ 姓と名の間は1文字空けること

被選任者氏名 姓と名の間は1文字空けること

選任年月日

安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務

総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要

産業医の場合は医師番号等

フリガナ 姓と名の間は1文字空けること

前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること

辞任、解任等の年月日

参考事項

年 月 日 事業者職氏名 労働基準監督署長殿 受付印

同様式において、現に選任している産業医のほか、産業医の前任者氏名、辞任・解任等の年月日の記載を義務付けるものとなっている。解任報告は任意様式とするが、現行の選任報告の様式によって報告可能とする。

フリガナ 姓と名の間は1文字空けること

前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること

辞任、解任等の年月日

元号 年 月 日

7:平成 9:令和

1~9年は右 1~9月は右 1~9日は右

参考事項